

神奈川被害者支援センター



ハートメッセージ

平成14年3月1日 第2号
発行者
〒231-8691 横浜港郵便局私書箱68号
神奈川被害者支援センター
会長 水木 初彦
電話045-228-1577・FAX045-228-1588



被害者支援センター2年目に向けて

会長 水木 初彦(神奈川新聞社代表取締役社長)

犯罪や事故、災害に巻き込まれた被害者や遺族の方々の、「心のケア」を中心にサポートするボランティア組織として、「神奈川被害者支援センター」が設立されて10ヶ月を迎えました。

人口が多く、商工業の集積が厚い神奈川県は、犯罪や事故も多発しています。それだけに、その被害にあった人達に対する支援の必要性が大きいこと、中でも心のケアは他県と比べて、立ち遅れ気味だと広く言われてきました。それを受けて、有志でセンターの設立に向けて尽力し、県警本部など多くのご協力を得られて、平成13年5月の発足にこぎつけたのでした。



これまでの活動内容を紹介しますと、週2回の電話相談が柱となっています。そのためにはかなりのボランティアが必要なわけですが、幸いなことに募集をすると希望者が多く、やはり神奈川県だという思いがしました。いろいろな研修を受けて相談員として大丈夫だと認定した方は48名になりました。そして、相談業務にあたるこれらの方々の他に、センター設立に関わったメンバーを核とする23名の運営委員等が、電話相談員の研修や指導、センターについて県民に知ってもらうための広報や、会員を増やして財政面も強化するなどの活動にあっています。相談開始から10ヶ月間の実績をみますと、12月末現在で130件の相談が寄せられました。この結果については、十分とはいえないにしても、まずまずといえるのではないかと思います。

これから2年目に入るわけですが、これまでの電話相談から幅を広げ、面接や病院・裁判所への付添いといった活動にも取り組みたいと考えています。ありがたいことに、県がボランティア支援のために打ち出した「協働事業負担金」制度のパートナーのひとつに選ばれ、資金面の裏付けが強化されました。これにより責務が重くなったことをセンター一同自覚しております。

まもなく設立1周年の節目にあたり、発足の前から、そしてこの1年間、多くの皆さまからいただいたご支援に心から感謝致しますとともに、今後も引き続きお力添えをたまわりますようお願い申し上げます。

ゼロナヤミ

相談☎045-228-0783

受付時間 水曜日と土曜日

AM10時～PM4時

(相談は無料です。また、ご相談の秘密は厳守します。)

被害者支援の充実を

参 与 星野 英夫 (神奈川県警察本部警務課被害者対策室長)

平成13年12月20日、神奈川県被害者支援センターの「犯罪や災害の被害者等に対する支援事業」が、「かながわボランティア活動推進基金21」の平成14年度協働事業負担金対象事業に決定しました。この協働事業負担金とは、地域社会にとって必要な広域的事業で、ボランティア団体と県が対等な立場でパートナーシップを組んで行えば相乗効果が期待できると考えられる事業の推進を目的としております。そして、県及びボランティア団体が実施にあたっての基本的スタンス、役割分担を明らかにした協定書を締結した事業に対して、基金からその事業に要する経費の一部を負担するというものであります。今後、支援センターと県警とが緊密に連携し合って事業を推進していくもので、県民にとっても、県警にとってもたいへん喜ばしいことであります。

犯罪被害者等の中には、心身の重い後遺症で苦しむ被害者や、働き手を失い生活に窮する家族、度重なる手術や治療費の負担に悩む家族、お互いを責めながら崩壊に向かう家族、あるいは警察等の公的機関に相談することへの抵抗感から孤立する被害者等が多くいます。このような被害者等に対する支援を充実させるためには、犯罪被害に遭った直後から生活全般にわたる支援や、長期カウンセリング等の被害者のニーズに応じた対応が必要ですが、そのすべてを警察等の公的機関のみでやることは自ずと限界があり、民間団体である支援センターの支援活動に期待を寄せているところであります。

被害者等と直に接する機会の多い警察とカウンセリング等の専門知識を持つ支援センターとが、お互いの役割と責任区分を明確にした上で緊密に連携し合って、これまで近隣の支援団体に支援を求めている被害者や置き去りにされていた被害者を1人でも多く支援することができるよう望みます。またそれらの活動と合わせて啓発活動等により、被害者の悲惨な状況を少しでも改善するための社会的支援システムの確立を図っていきたいと考えております。県警は協働事業のパートナーとして、支援センターの支援活動が電話相談のみならず、今後は面接相談や直接的支援活動等、被害者が真に求めている支援活動全般にわたり、広範囲に展開されるよう協力させていただきたいと考えております。



被害者支援に関すること

運営委員 大河内 秀明 (弁護士)

人口が集中する神奈川県のような都会では、一般市民がいつどんな犯罪に巻き込まれないとも限りません。ですから、被害に遭ったとき身近なところに気軽に相談できる支援センターがあれば、どれほど心強いかわりません。犯罪者には、憲法で保障された権利があり、法的な保護が制度として整備されています。ところが、被害者については、憲法に明文の保護規定はありません。そのようなこともあり、被害者に対する配慮は、数年前まではほとんど顧みられることはありませんでした。

そのような状況の中で、昨年、神奈川被害者支援センターが設立されたことは画期的なことであり、非常に喜ばしいことであります。センター設立後、相談件数も次第に増え、支援センターが順調に育っているのは、ボランティア相談員の皆さんの熱意に負うところが大きいと思います。犯罪は法的には不法行為となりますから、犯罪が発生すれば必ず加害者と被害者の間には法律問題が発生します。そこで横浜弁護士会でも、昨年、犯罪被害者支援センターを発足させ、神奈川被害者支援センターと連携して支援活動を行っております。

犯罪被害に遭って深く傷ついた心は、社会が守り支援しなければ孤立無援の状態に置かれていると感じ、自ら立ち直ることが困難となり、それは心身に重い後遺症を残すおそれを増大させます。被害者に対する支援の手は、それが適切な対応であれば早ければ早いほど良いとされています。そのためには、神奈川被害者支援センター及び横浜弁護士会の犯罪被害者支援センターが、質量ともに益々充実した存在となり、市民の間に、万一分が被害者となったときに、安心して頼れるところだという信頼感が定着するように発展させなければならないと思います。

21世紀の社会の安全と平和は、公的機関に頼るだけでなく、市民の自主的な共助の精神によって、維持し育てていくことが重要であり、私は、それがより熟成した民主主義社会の実現を目指す第一歩となるものと確信しています。

第6回犯罪被害者支援フォーラムが開催されました

「わが国の犯罪被害者支援の歩みについて－回顧と展望－」

運営委員 松本 純也 (弁護士)

平成13年11月19日(月)、グランドアーク半蔵門にて第6回犯罪被害者支援フォーラムが開催され、当センターから5名が参加しました。21世紀最初の開催であるとともに、犯罪被害給付制度発足20周年を記念して開催されましたが、被害者支援への関心が深まる中、例年以上の参加者だったそうです。冒頭では、小泉純一郎内閣総理大臣が直々に祝辞を述べられました。新聞報道もされましたが、これは、小泉首相独特の行動様式という印象でもあり、今日、犯罪被害者対策が国家の重要な政策課題であるという認識を示した現れとも感じられます。

その後、記念講演として、犯罪被害給付制度発足に貢献された日本被害者学会理事長大谷實氏(同志社総長)が「犯罪被害者問題の30年」、NAVEM(被害者支援・仲介機構)事務局長ジャン・リュック・ドムヌシユ氏が「ヨーロッパと被害者支援」の各タイトルでそれぞれ、日欧の犯罪被害者対策を概括されました。午後には「被害者・遺族の声」として、数人の被害者等の方々によるスピーチがあり、大阪池田小殺傷事件遺族(父)の話などが、改めて犯罪被害者・遺族の悲劇を想起させました。

そして、「被害者支援の回顧と展望」という記念討論会が2部構成で開かれました。第1部では「被害者支援へのこれまでの取り組み－様々な立場から－」とのテーマで、警察や法務局、被害者団体などの各関係機関・団体からの報告があり、第2部では「被害者支援の今後の課題」として、犯罪被害者の会代表幹事である岡村勲氏(弁護士)、(社)被害者サポートセンターあいち会長の蔭山英順氏(名大教授・臨床心理士)、(社)いばらぎ被害者支援センターの中島聡美氏(常磐大助教授・精神科医)等によるパネルディスカッションが実施されました。会場内の参加者との意見交換・質疑応答等の機会も設けられ、熱心な討論がなされました。閉会後は、意見交換会も行われ、支援団体相互間での情報交換や、率直な意見交換・交流が繰り広げられました。

当日配布された小冊子「犯罪被害給付制度発足20周年記念誌」の末尾資料「全国被害者支援ネットワーク加盟組織一覧表」中に記された27団体・組織のひとつに当センターも名を連ねていました。被害者支援が急激な進展を見せる中、当センターの船出は何とか時代の要請に間に合ったようにも思います。これからは、その実体の充実に意を注ぐ必要があることを5名の仲間とともに実感した次第です。



2001年秋期全国研修会

第6回被害者支援フォーラムに先立ち、11月18日に全国被害者支援ネットワーク主催の全国研修会が、東京医科歯科大学を会場として開催された。今回12名の相談員、運営委員が、6分科会に分かれての研修に参加し、全国の被害者支援ネットワークの仲間と友好をあたため、かつ情報を交換し研鑽を積んだ。また、20番目の支援センターとして当センターも仲間入りしたのである。

分科会の内容は以下の通りであった。

- | | |
|----------------------|------------------|
| A-1 被害者電話相談の基礎 | B-1 組織運営と法人化 |
| A-2 被害者支援者に求められるもの | B-2 直接的支援 |
| A-3 被害者支援における精神科医の役割 | B-3 サポートグループへの支援 |

被害者支援に望むこと

— 被害者のお母さんD.D.さんからの手紙 —

D.Dさんのお嬢様は23才で突然交通事故の被害にあわれ、不幸にも世界
されました。
お母様であるD.Dさんから、当センターの設立を知り匿名の寄付金と激
励のお手紙をいただきましたので、ご紹介させていただきます。

交通事故で最愛の娘を亡くし、今でも悲しみの歳月が一年、二年、三年…、何もなかったかのよ
うに過ぎ去ろうとしています。突然の一本の電話から、信じられない出来事が……あゝ夢であって
ほしいと我が耳を疑いました。その日から、他の誰にもわかってもらえない、悲しく苦しい日々が
始まりました。子どもを亡くしたこの胸の痛みは、とても一言で言い表すことはできません。曲が
りなりに幸せだった家族が、一瞬にして、粉々に砕かれてしまいました。大切な子供を失うとい
うことは、残された家族の絆を奪い去って、立ち直れなくなる程の心の痛みを背負っていくのです。
私自身、生きる望みも絶たれ、ただひたすら死を見つめる毎日でした。娘が元気に活躍していた頃
に「ねえお母さん、ため息をひとつつづく毎に、幸せが逃げていくのよ」と言っていたことを何度も思
い出します。そして娘が残っていた数々の言葉は、私の胸に重く蘇ってきます。希望に夢をふく
らませ、青春の真っ只中を走り抜けてしまったのです。やり残したことをいっぱい置いたまま、何
も言わずに、不本意な形で……。私の旅するところで、いつも娘が好きだった曲が流れて……
いつの日だったか、ホテルにチェックインしたその時、「カノン」の曲を生演奏していたので、思わ
ずその場に立ち竦むと、「みんなで仲良く、私の分まで毎日を大切に生きてほしい」と元気な娘の声
が聞こえた気がします。でも心の傷を癒すのに、一人で立ち直って行くことはとても難しく苦しい
ことです。自分の心の辛さには我慢出来る限界があります。辛くて悲しい苦しみを、少しでも受け
入れてもらえたなら、どれだけ多くの方が同じような悲しみから救われ、癒されるでしょうか。

今ここでやっと、私達の悲しみを言葉に出せる世の中になってきました。そして、傷ついた心を
受け入れてくれるようになったのです。私達は、ただ我慢して一人ぼっちで泣くだけでなくなりま
した。これからは人から勇気をもらい、又自分で生きることの大切な意味を改めて理解することが
重要です。人は一人ではなく、お互いに助け合って生きてゆくことこそ、本当の姿なのです。悲し
みや苦しみの心は、温かい人の心に触れて初めて癒されるのです。人と人とが向かい合って語り合
い、胸の奥深くまで話すことによって、心の痛みが和らいでいくのです。

神奈川被害者支援センターが5月に設置されたことを神奈川新聞紙上で知りました。今は心のケ
アの為の電話相談が行われているようですが、私の願いは、被害者同士が同じ悲しみや苦しみを語
り合い、認め合う場が出来ることです。娘の死を思った時に、自分の悲しみを社会的な体制で受け
入れサポートしてくれる世の中に深く感謝します。私も、まだまだ涙に暮れる日々ですが、この被
害者支援体制に対して、微力ながらお役に立ちたいと思っております。



ホームページのお知らせ

神奈川被害者支援センターの活動内容をインターネットでもご覧いただけます。

<http://www.kanagawa-vsc.npo.jp>

メールでの相談は受け付けておりませんので、何かありましたら、お気軽に事務局までご連絡下さい。

事務局 住所 〒231-8691 横浜港郵便局 私書箱第68号

電話 045-228-1577 FAX 045-228-1588

相談員の声

一期生 U.O.

昨年の5月にセンターが発足し、正式に電話相談員として任命されてからはや10ヶ月。研修を受けてもなお不安な中で、模索しながら電話を受ける状態が続いていた。自分に何ができるだろうか、あの時こう対応すれば良かったのだろうか、考えればキリのないようなことまでもが、頭を巡っていた。

だが最近、電話をかけてきた被害者の方々の気持ちや状態を今の自分の出せる力で受け止めること、そして次へつなぐことが、重要な役目ではないかと感じている。そして、その時に力を出せるような努力をすることこそ、大事なのではないか。

本当に基本的なことではあるが、自分の中でようやく根付き始めてきた。「ああ、これからなのだ」と身の引き締まる思いである。

二期生 U.H.

先日、初めての相談担当日を迎え、とうとう来てしまったと感じました。研修の間はまだまだ先のことだと思っていたのに、あっという間に訪れたのです。

さて、いざ電話の前に座ってみると、そこには全く違った世界がありました。激しい緊張、苦しいほどの不安、焦りや戸惑いなど、いろいろなもの

がごちゃ混ぜになって私の中を巡っていきました。そして何より私を困らせたのが、「うまくやらなければ」という思いです。これに取り憑かれると、どうしても相談してくる方のお話を聴くことから離れてしまい、自分本位になってしまいがちです。私はこの葛藤とずっと闘っていました。この日、結局電話を受けることはなかったのですが、電話の前に座るということだけで、本当に多くのことを学びました。

これからも相談業務を続けていく上で、こんな葛藤と闘い続けることになるでしょうが、あくまで相談してこられる方の話を聴くことを忘れずにやっていきたいと思えます。



被害者支援に携わって

運営委員 山田 美和子(産業カウンセラー)

実際に電話相談や事務局の運営に深く関わっておりますと、犯罪被害の詳しい内容や実情を知るにつけ、心の痛むことも多く、被害者の人権を社会全体で守っていける環境が一日でも早く整備できたらと願うばかりです。

被害者の方々の多くは、一つの被害だけでなく精神的・身体的被害、マスコミ被害、社会の偏見、流言などの様々な被害を受けています。私は常日頃被害者は絶対悪くないのに、加害者の人権ばかりが優先され、被害者の保護が少ないと感じていましたが、現実には想像をはるかに超えていました。

生命が脅かされるような目に遭った…、身近な人を失った…など、ある日突然、犯罪や事故に巻き込まれたら、誰だって自分がどうしたら良いのか分からなくなります。世の中が信じられなかったり、誰にも頼れないなどと孤立感も強くなったりします。そのような苦しみの中にありながらも、センターには「やっとな神奈川にもできた。もっと早く相談出来る場所がほしかった。頑張ってください。」と期待と激励の言葉も頂いて、身の引き締まる思いです。

ご相談の中には、「他人の目が怖くて買い物にも行けなかった…」「警察の捜査情報を知りたい…」「弁護士を紹介して…」「なぜ犯罪に巻き込まれたのか、なぜ殺されたのか、真実を知りたい…」など、被害に遭われたご本人だけではなく、ご家族やご遺族の方々からのご相談もありました。一つの事件でいかに多くの人々が、怒り、苦しみ、悲しんでいるかが垣間見えます。また、「事件から10年以上たつが、今だにあの出来事が信じられない…」「自分に悪い所があったから子どもが被害に遭った…」など、加害者よりも自分自身を責められるご相談もあり、心が悲鳴をあげている声無き声が伝わってきます。

悲しみや怒りなどの感情は自然なものですし、気持ちを整理したり、立ち直るには相当な時間がかかります。私たちは、悲しい時は悲しみ、泣きたい時は思いっきり泣ける環境を整えたいと、面接相談や直接支援、自助グループについても準備中です。1人で苦しまず気軽に電話相談を利用して頂ければと思っています。

統計表 (2001.5.12～2001.12.31)

電話相談受信状況 総受信数 130件 (男性44件 女性86件)

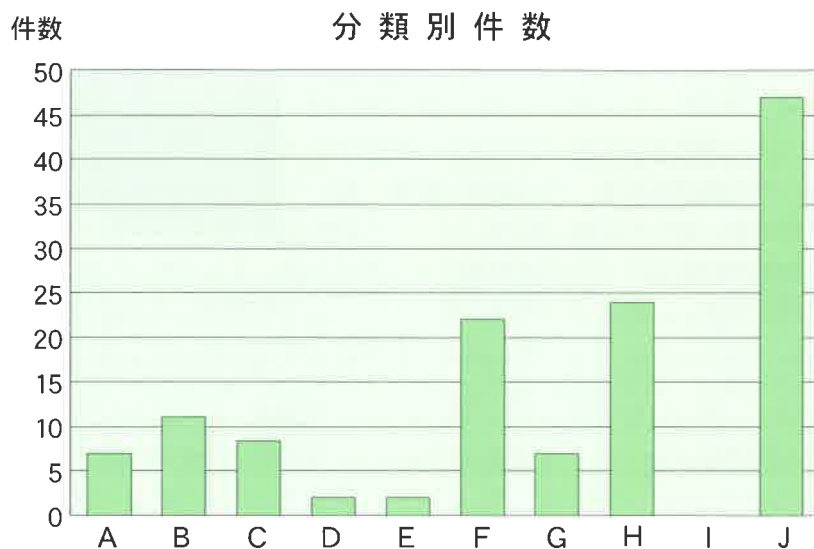
1. 電話相談月別集計

| | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 総受信数 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----------------|
| 件数 | 12 | 9 | 23 | 30 | 22 | 12 | 11 | 11 | 130件 |
| 累計 | 12 | 21 | 44 | 74 | 96 | 108 | 119 | 130 | 水・土曜日 10～16時 |

2. 電話相談内容別分類

| 分類内容 | 件数 |
|-----------|----|
| A-性的被害 | 7 |
| B-ストーカー被害 | 11 |
| C-暴力犯罪 | 8 |
| D-少年被害 | 2 |
| E-DV被害 | 2 |
| F-交通事故 | 22 |
| G-経済関係 | 7 |
| H-民事関係 | 24 |
| I-災害 | 0 |
| J-その他 | 47 |

3. 電話相談分類別件数



センターの主な動き

- | | | | |
|-------|-------------------------------|-------|---------------------------------|
| 5月11日 | 設立総会・電話相談員認定式 | 11月7日 | 神奈川大学法学部生来訪 |
| 12日 | 電話相談開始 | 14日 | 東京地方検察庁被害者支援相談員来訪 |
| 18日 | 第一回運営委員会 | 17日 | NHK テレビ取材記者来訪 |
| 6月8日 | 相談部会 | 18日 | 被害者支援秋期全国研修会出席 |
| 8月5日 | 第二期電話相談員研修開始 | 19日 | 犯罪被害者支援フォーラム出席 |
| 9日 | 都民センター見学 | 20日 | 神奈川県立精神保健福祉センター・電話相談関係連絡会議出席 |
| 25日 | 第二期研修生 センター見学 | 12月5日 | 横浜地方検察庁被害者支援相談員来訪 |
| 9月2日 | 第二期電話相談員実習開始 | 8日 | 交流会 |
| 26日 | 中区ボランティア連絡会出席 | 20日 | かながわボランティア活動推進基金21 対象事業に指定決定 |
| 29日 | 電話相談員9月研修会 | 30日 | ラジオ日本にて放送 |
| 10日 | かながわボランティア活動推進基金21 対象事業に申請 | | |

上記以外にも運営会議を毎月1回、相談部会、総務部会は随時開催しています。また、センター運営に関するワーキンググループは、週1～2回事務局、在宅等で活動、相談員も空き時間を利用してボランティアで事務局を手伝う等、草創期の土台がより強化された10ヶ月だったと言えます。

神奈川県被害者支援センター感謝報告

皆さまの温かいご援助に支えられて、10ヶ月が過ぎました。関係各位の方々に厚く御礼申し上げます。さて、2001年5月10日～2002年1月30日迄に、正会員、賛助会員、寄付者の方々から多大なご支援を頂きましたので、ご芳名を報告させていただきます。今後とも変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。なお、ご芳名に誤り等がございましたら事務局までご連絡下さい。(敬称略 順不同) 会長 水木 初彦

個人 正会員

| | | | | |
|-------|-------|-------|--------|-------|
| 安藤 義雄 | 若島 孔文 | 内山 素子 | 和田恵里子 | 山口 悦子 |
| 伊東 義矩 | 小川 康衣 | 梅崎 英一 | 有田モト子 | 繁多 進 |
| 伊藤 君江 | 松下 佳子 | 渡辺 治重 | 山田美和子 | 西 明美 |
| 横山 恭子 | 松本 純也 | 榊原 高尋 | 大河内秀昭 | 堤 邦彦 |
| 竹内 直樹 | 上野 君江 | 佐藤 幸子 | 薬師神不二夫 | 熊澤 昇 |
| 今泉 岳雄 | 水木 初彦 | 村尾 泰弘 | 岡留由貴子 | |

個人 賛助会員

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 宇津野洋子 | 今井 涼子 | 松本美南子 | 仲濱 慶子 | 芝山かおり |
| 岡本久美子 | 佐藤 静香 | 森田 俣弘 | 南 和子 | 芝山しのぶ |
| 河原 和子 | 斎地 典子 | 星野 悦子 | 日向 和子 | 芝山 利安 |
| 近藤 静子 | 斎藤由実子 | 星野 英夫 | 和田久美子 | 廣安 修 |
| 熊井 啓子 | 大原 佳子 | 星野 静子 | 和田 明美 | |
| 功刀けい子 | 高橋 郁子 | 前田 勝治 | | |

団体 賛助会員

(有)エンドー写真工房
(有)漆原石材店
神奈川県商工会議所連合会

宗教法人大乗寺
(財)横浜市女性協会



横浜ポートヒルライオンズクラブ
会長より寄付をいただく

個人 寄付金

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 奥山 幹夫 | 芝山 利安 | 村上千つみ | 梅村 涼子 |
| 岡田 政美 | 守山 勝江 | 村尾 泰弘 | 平川 節子 |
| 熊澤 昇 | 水木 初彦 | 大竹三千代 | 平山 暁子 |
| 向井 通江 | 清水 睦子 | 仲濱 慶子 | 堀江 寿春 |
| 山田美和子 | 西岡 良子 | 渡辺 治重 | 和田恵里子 |

団体 寄付金

神奈川県商工会連合会事務局職員一同
神奈川県県民部交通安全対策課
横浜北ロータリークラブ
横浜ポートヒルライオンズクラブ

(財)犯罪被害救援基金
センター内募金箱
運営委員会有志

★お詫びと訂正★ 創刊号で寄付をいただいた方、萩原君世様は正しくは萩原公世様でした。謹んでお詫びし訂正申し上げます。

神奈川県被害者支援連絡協議会に加入

当センターは、平成13年12月6日、神奈川県被害者支援連絡協議会(会長・繁多進県臨床心理士会会長)に加入しました。それによって、被害者支援に関する情報交換や相互協力ができるようになります。

※神奈川県被害者連絡協議会

平成10年12月設立。県や警察、横浜地検、県医師会等の行政機関、民間団体等、7機関17団体51会員で構成されている。事務局を県警被害者対策室に置き、会員間の連携強化を図っている。



正会員・賛助会員・寄付者を募集

— 神奈川被害者支援センターを支える会員になってください —

神奈川被害者支援センターの活動は、会費収入、寄付によって成り立っています。センター運営に関わる役員や相談員は、無償のボランティアとして活動していますが、相談員の養成、研修、広報啓発活動、事務所使用料、事務局運営には経費が必要です。電話相談は無料でも、それを維持するには経費がかかり、面接、直接支援、自助グループなどの活動が活性化しますと年間1000万円以上の諸経費が必要となるのです。

私たちは、犯罪等の被害により苦しんでいる被害者が少しでも早く、被害の回復や軽減ができるようにと力を併せて、日々努力をしています。

この趣旨にご賛同いただける新規会員の入会、賛助会員募集や寄付をお願いしています。あたたかいご支援を是非ともお願いいたします。

正会員会費 一口 3,000円

賛助会員会費 個人 一口 3,000円 団体・法人 一口 10,000円(何口でも可)

寄付 金額や回数に関係なく随時受付しています。事務局にお電話ください。

口座番号 横浜港郵便局 00270-9-72111

口座名義人 神奈川被害者支援センター

私書箱 〒231-8691 横浜港郵便局 私書箱68号

お問い合わせ 神奈川被害者支援センター 水、土曜日 10～16時まで

事務局電話 045-228-1577 FAX 045-228-1588

編集後記

無事にハートメッセージ2号の発行にこぎつけることができました。支援活動が、電話相談だけでなく、さらに広がってゆく2年目に向け、気持ちを新たに引き締め、さらなる一歩を踏み出していきたいと思っています。

編集担当 ワーキンググループ